国保マスコット　健康まもるくん

国民健康保険にご加入の皆さんへ

問／保険年金課　☎463-0283

国民健康保険税

令和5年度における保険税の一世帯あたりの課税限度額が変わります

課税限度額	改正前	改正後
合　　計	99万円	**102万円**
医療保険分	63万円	**65万円**
後期高齢者支援金等分	19万円	**20万円**
介護保険分	17万円	**17万円**

税制改正に伴い、令和5年度保険税における軽減判定所得の基準額が変わります

軽減割合	世帯の総所得金額（改正前）	世帯の総所得金額（改正後）
7割軽減	43万円＋10万円×（給与または年金所得者の数※2－1）以下	43万円＋10万円×（給与または年金所得者の数※2－1）以下
5割軽減	43万円＋28万5千円×被保険者数※1＋10万円×（給与または年金所得者の数※2－1）以下	43万円＋**29万円**×被保険者数※1＋10万円×（給与または年金所得者の数※2－1）以下
2割軽減	43万円＋52万円×被保険者数※1＋10万円×（給与または年金所得者の数※2－1）以下	43万円＋**53万5千円**×被保険者数※1＋10万円×（給与または年金所得者の数※2－1）以下

※1　被保険者には、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行して継続して同一世帯に属する、特定同一世帯所属者も含まれます。
※2　給与収入は55万円以上、年金収入は、65歳未満が60万円以上、65歳以上が110万円（公的年金等に係る特別控除後は125万円）以上の方が対象となります。

後期高齢者医療保険にご加入の皆さんへ

問／保険年金課　☎463-1928

令和５年度の保険料は次のとおり計算されます。

保険料（年額）	＝	均等割額 ※1	＋	所得割額
【上限 66 万円】		（被保険者一人当たり 44,170 円）		（賦課のもととなる所得金額×所得割率 8.38％）

※１　同一世帯内の被保険者および世帯主の令和４年中の総所得金額等の合計額が軽減判定基準以下の場合には、次の保険料の均等割額が軽減されます。

均等割額軽減割合	軽減判定基準（＿＿＿＿は年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算します）	軽減後の均等割額
7割	基礎控除額（43万円）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）	13,250円／年
5割	基礎控除額（43万円）＋29万円×（被保険者数）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）	22,080円／年
2割	基礎控除額（43万円）＋53.5万円×（被保険者数）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）	35,330円／年

※詳しくは、納入通知書等に同封の「保険料のしおり」をご確認ください。

マイナンバーカードを保険証として利用できます

マイナンバーカードに所定の登録を行うことで、保険証として利用できます。マイナンバーカードが利用できない医療機関・薬局では、保険証が必要となりますので、お持ちの保険証を提示してください。
※詳しくは、フリーダイヤルにお問い合わせください。

マイナンバー総合フリーダイヤル　☎0120-95-0178